

監査報告書

令和6年6月4日

公益財団法人兵庫県芸術文化協会
理事長 西上三鶴様

監事 楠山泰司 
監事 早金孝 

法令及び定款の定めに基づき、当法人の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業報告、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査を実施したので、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

事業の実施状況、決算状況並びに財産の状況について、総務部長から報告を受け、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、会計帳簿又はその附属明細書等これらに関する資料について調査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上